

( 仮称 ) 富里市協働のまちづくり条例策定に向けて ( 共通認識事項 )

目的

( 共通認識事項を定める目的 )

参加するすべての者が目的や考え方を共有し、信頼し合える関係が不可欠であり、そのためには一定のルールが必要となることから、協働の考え方や担い手となる主体者の役割など、富里市における協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項について共有することを目的とします。

1 富里市の協働について

社会的な流れ経緯

国と地方は明治以来続いた中央集権的な行政システムに限界を呈し、新たな時代の要請から地方分権という流れが生まれ、平成 12 年 4 月地方分権一括法が施行されました。これによって、国と地方自治体の関係が対等・協力へと変化し、自らの進む道は自分たちで決め、自分たちで責任を持つという分権の時代が始まりました。

同時に、右肩上がりの経済成長は終焉し、三位一体改革などの影響も加わって、自治体財政は一層厳しさを増しています。さらには、少子高齢化社会が到来し、公共サービスのあり方も再検討を迫られて、自治体は今まさに時代の大きなうねりの中にいます。

そのような状況の中にあって、地方自治体として自主・自立するためには、国と地方自治体との関係および行政と住民との関係における行政活動の根本的な見直しが必要とされています。また、そうした流れを具体化していくために、県や市町村においては新しい規範や仕組みづくりが喫緊の課題となっており、多くの自治体ではまちづくりの基本を「市民協働」や「市民自治」に求めています。この考え方は、その担い手となる市民の役割や活動に期待するところも大きく、結果としてその輪が広がれば、新しい「自助」「共助」「公助」の創造に発展し、その自治体を元気にし、最終的には市の活性化・自立にもつながる期待への高まりがあります。

さて、本市の状況はどうでしょう。

富里市は、昭和 53 年の成田空港の開港とともに人口が急増し、昭和 60 年に町制施行、つづいて平成 14 年には市制施行と、空港の開港以来、

市の人口は2.5倍強に増加しました。

しかしながら、近年では人口も5万人前後でほぼ横ばいで推移しております。千葉県の中で見回してみても、現時点では、千葉県下36市のうち人口規模は小さいほうから5番目、決算規模については少ないほうから2番目というのが現状であり、右肩上がりの勢いは失われ、これまでとは全く違う様相を見せています。また、人口急増期の転入者はまさに団塊世代で間もなく定年をむかえ始めようとしており、今まで他に比して緩やかに進んでいた少子高齢化も今後は顕著に進み、他の例外ではありません。このことは、労働人口の減少を意味し、従来水準の税収が確保がされない中で、福祉（介護保険や国民年金など）にかかる行政負担が加速的に増加することを意味しています。

これらの課題を克服するひとつの方法としての市町村合併は、基礎自治体としての行財政基盤の充実などを図るため全国的に広く行われ、富里市でも平成21年度を期限とする新合併法に基づく2市4町の合併を模索してきましたが、この構想は事実上困難という結論に達しました。

これまでも富里市では、自立した基礎自治体として国際空港都市の一翼を担うまちづくりを目指し、継続性のある自治体運営を行うため、平成15年度から行政改革に関する計画を策定し、平成19年度までに財源の確保や経費の節減が図られ、金額で示すと約10億8,000万円を超える効果を上げてきたことが公表されています。しかし、行政改革についても限界があり、従来型の行政運営（多様なサービスのすべてを行政が直接的に提供するような形態）で解決するには困難な課題が増えています。

## 経緯

行政では、ナショナル・ミニマムの達成度を高めることに主眼をおいたサービスとなっていました。ある程度ナショナル・ミニマムが達成された今、我々市民のニーズはそれぞれの価値観の基で多岐多様化しており、更には現場や当事者に対し迅速かつ柔軟でより即した対応が望まれています。公平で一律・規定化した一律な行政のサービス提供体制では解決が難しいものとなっています。また、少子高齢化社会の到来に対しては、行政改革など行政の取り組みだけで克服することは困難であり、公助（行政による対応）のみならず、共助（各種団体、地域社会や行政など様々な主体が連携して行う支援）についての可能性を切り拓いていくことが必要と

なっています。

私たち市民についても、同様なことがいえます。核家族化などが進むにつれ、過去には家庭や、隣近所、自治会などで解決してきた事柄を、地域の中で共同体として生活しているという自覚を忘れ他人任せにしている、又は行政に委ねている、委ねようとしている部分はないでしょうか。このことは地域社会の結びつきを再生することで、課題解決に向けた大きな力を発揮するものと考えます。

こうしたことから、いま本市においても、コミュニティ意識の希薄化・形骸化が問題となっている中で、少子高齢化や環境、防犯、防災、教育など地域社会の課題が複雑かつ多様化してきており、従来型では解決できなくなった課題に取り組むため市民がともに公共を担う仕組みづくりが必要です。

一方で、市内をみれば、自治会や地区社協、各種の団体など、市民が行政とともに、さまざまな場面でまちづくりを行っており、協働による取り組みが高まりつつあります。

富里市には「豊かなみどり」のほかにも、地域資源が豊富にあります。代表的なところでは、今年で26回を迎える「スイカロードレース」は、市民や各種団体・市の職員など約1500人のスタッフによって全国から集まる1万人を超えるランナーを支えています。また、~~昭和初期に始まり、その後生産を着々と伸ばし、現在全国第2位の生産量を誇る「富里スイカ」は全国的に知られております。また、~~市の環境美化の一翼を担う「アダプトプログラム(道の里親)」には市民、企業団体など多くの参加がされています。最近では、子供たちの通学時の安全を確保するため市民の自主的なパトロールや横断歩道等での支援など、私たち市民には多彩な「マンパワー」があります。

市民や各種活動団体、行政が協働することにより、行政だけでは行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になります。こうした形で生まれたサービス(共助)は、地域社会に豊かさをもたらすものであります。

市民協働での事業は地域の課題解決であり、地域は協働事業の大きな舞台であります。地域社会がその領域を超え、特定の目的で私たち市民が行政や他の団体等と連携、協力を深め、まちづくりを進めることで、地域社会の再生にもつながるものと期待します。

## 課題

現在においても、市内ではさまざまな場面で協働の取り組みが行われています。そうした活動を継続すると共に、更なる発展と広がりを目指すためには、次のような課題があります。

[0]

市民が地域活動に参加できる環境の乏しさ

（まちづくりに関する情報の不足，まちづくりのイメージを持つことができるきっかけの不在，様々な人との出会いや交流の不足など）

市民団体（地縁組織から NPO までを含む）の活動が広がる環境の乏しさ

（団体間の壁，地域における団体交流の場や機会の不足，ネットワークの不在，共助に対する中間支援の不足など）

市民が自発的に議論する環境の乏しさ

（市民がアイデアを提案できる場や機会の不足，市民の意見が市の事業展開に有効に反映される手続保障の不足など）

行政が各事業の展開において市民参加・参画を保障する環境の乏しさ  
（権利保障の不在，参加・参画手続きの不在，市民や地域へのエンパワメント（権限付与）の不足，中間支援の不足，職員が現場を知らない状況など）

市民と行政とをつなぐ環境の乏しさ

（協働を促進する媒介窓口の不在，協働事業を促進する体制の不在）

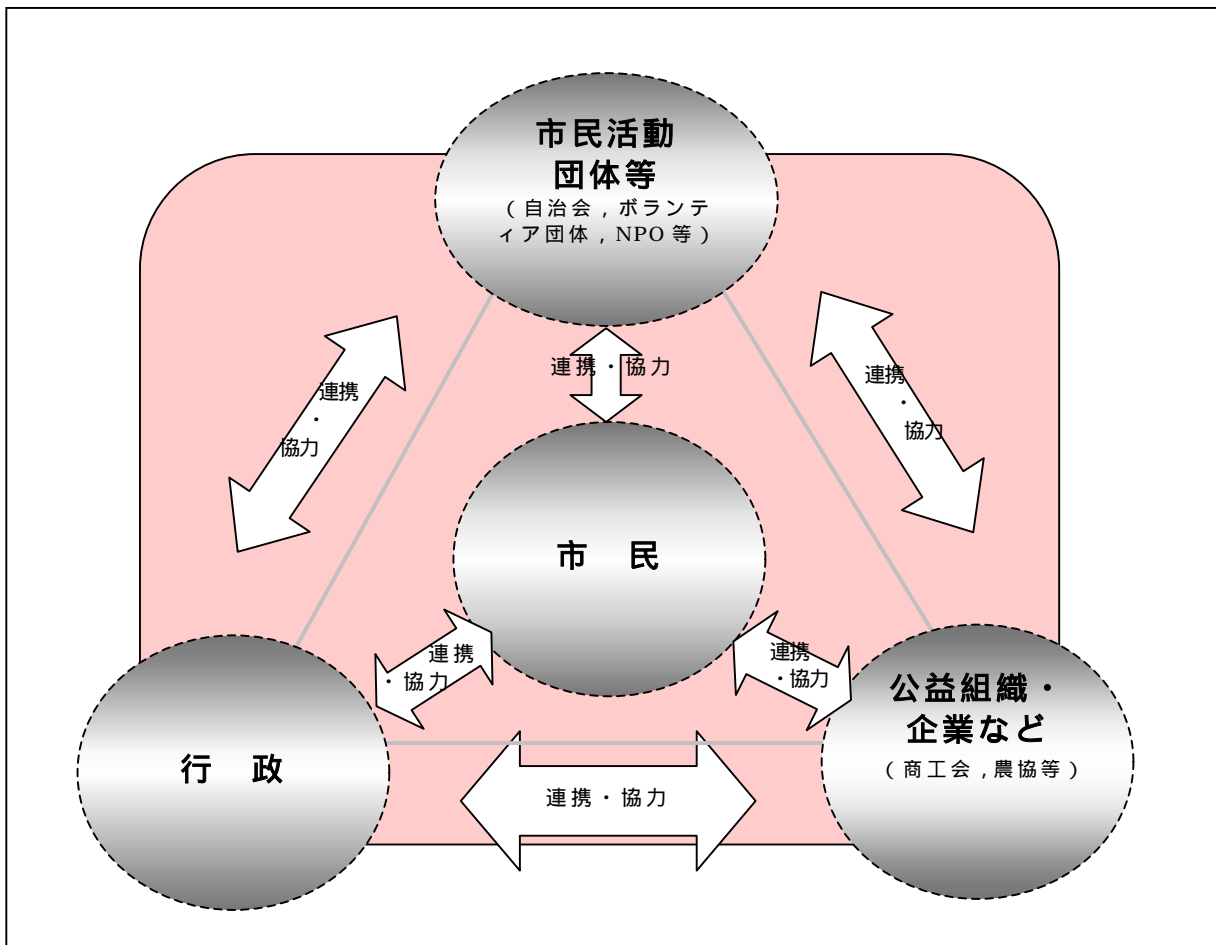
## 目指すべきまちの姿

~~明治2年の小金・佐倉両牧の開拓に始まり、~~明治22年富里村が誕生して以来、先人のたゆまぬ努力により育まれた富里は、現在、都市の魅力と田園の魅力が共存し、未来に向け限りない可能性を秘めた市に発展してきました。この富里市の歴史を継承するとともに、我々の抱える多くの課題を我々自身が連携・協力しながら解決し、さらに心豊かで愛着のある市へと発展させ次代に引き継いで行くことが、私たちの使命です。

そのためには、まず、私たち市民が、自らまちづくりに参加するために必要な課題を整理する必要があります。

そして、課題を解決するための環境を整えることにより、市民の地域活動への参加を容易にし、市民活動を広げ、自発的にまちづくりを考え、更には行政の施策に参画し、行政と共にまちづくりを進めます。

(仮称)富里市協働のまちづくり条例は、その環境を形付け、富里市で活動する者の権利や役割などを定める基本的なルールです。



## 協働の基本的な考え方

「協働」にこめられた思いを市民，行政が共有するところから「協働のまちづくり」は始まります。協働のまちづくりは，行政が市民に負担を強いるものでも，市民が行政に強要するものでもありません。

市民の自主性が尊重され，市民も行政を理解しながら目的を共有し，市民相互及び市民と行政の連携・協力をもって，協働のまちづくりを推進します。

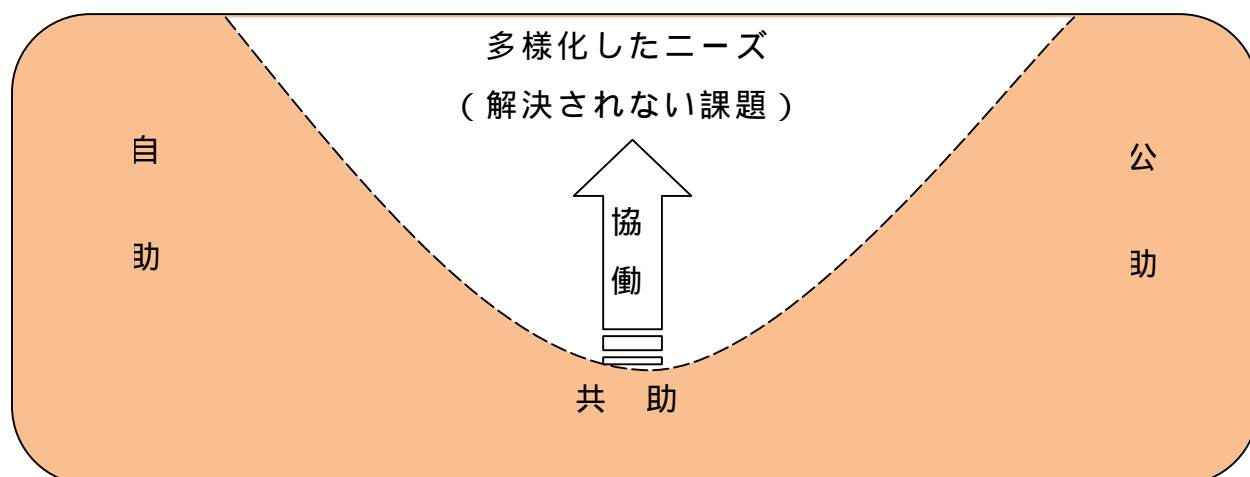
そして，目的を達成するために，行政と市民がともに課題解決に向けた検討をするための環境(情報の共有，団体間の連携，市政への参画など)を整え，まちづくりに参加・参画することが必要です。

また，市民の権利と自立，行政の役割と責任などを明確にして，行政・公益組織・市民活動団体などが協働のまちづくりを実践し，更には市民一人ひとりが，協働のまちづくりに自らの意思で参加することが必要です。

私たちの抱えるそれぞれの課題・問題点を解決するために，これからは，「できることは自分でする(自助)」，「自分で解決できないことは，できる人や団体，地域，行政とともに(共助)」，「それでもできないことは，行政を主体として補う(公助)」という考え方を基本に協働を進めます。

そして，『市民』，『市民活動団体』，『公益組織』，『企業』，『行政』などがそれぞれ内側に閉じこもり，見えない壁を作ってきたことから生じる社会の断片化を解消し，地域の多様な主体や諸資源が結びつくことにより，柔軟な自己決定をなしうる継続的で小さな「新たな公共」を創出することにより，地域社会の再生につなげるものです。

~~従来は行政が担うことを期待してきた公共の分野に市民が持っている活力を活かす「新しい公共」という考え方に立ち，まちづくりを進めることで，地域社会の再生につなげるものです。~~



## 2 言葉の定義

基本的な考え方等条例策定に使用する言葉について整理します。

**市民** 市内に在住し，在勤し，又は在学する個人，これらの個人が主体となって構成され市民活動を継続的に行う団体及び公共的な活動を行う団体を含めたものをいう。

**市** 市長その他の市の執行機関をいう。

**事業者** 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

**市民活動** 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動で，公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを除く。

- ・ 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ・ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ・ 特定の公職(公職選挙法第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする活動

**協働のまちづくり**

市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し，共通の目的に向かい，責任及び役割分担を明確にし，対等な立場で共に協力して，地域社会を形成するため，市民及び市が行う公共の利益に資する活動をいう。

協働のまちづくりを進めるにあたっての担い手（主体）と期待する役割を整理します。

- ~~・目的の共有~~
- ~~・相互理解~~
- ~~・情報の共有 など~~

#### 4 協働の担い手とその役割

協働のまちづくりを推進していくために守るべきルールを整理します。

市民 市民は、まちづくりに参加する権利、市政に対して意見を提言する権利、市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利を有すると共に、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、市民活動に進んで参加するように努めるものとする。

市民活動団体等 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努め、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりを推進するとともに、市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

市 基本理念に基づき、協働のまちづくりによる自治運営を推進するために必要な措置を講じなければならない。また、市は、協働のまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとともに、市政における市民の参加機会を積極的に提供するものとする。

事業者 事業者は、地域社会を構成する一員として、協働のまちづくりに対する理解を深め、その社会的責任に基づき、地域社会に貢献するよう努めるものとする。



## 5 実現に向けて

協働のまちづくりを実現するために必要な事項について整理します。

- ・ 環境づくり
- ・ 人づくり
- ・ 仕組みづくり            など

P.5 図の差し替え（案）

